

## 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表10の項中「申請（」の次に「法第72条の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請、」を、「許可の申請」の次に「又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請」を加え、同表11の項中「申請（」の次に「法第72条の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の更新の申請、」を、「許可の更新の申請」の次に「又は法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請」を加え、同表中23の項を25の項とし、19の項から22の項までを2項ずつ繰り下げ、同表18の項中「申請（」の次に「法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の更新の申請、」を、「許可の更新の申請」の次に「又は法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請」を加え、同項を同表20の項とし、同表17の項中「申請（」の次に「法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請、」を、「許可の申請」の次に「又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請」を加え、同項を同表19の項とし、同表16の項の次に次のように加える。

17 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	介護医療院開設許可 手数料	6万3,050円
18 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新	介護医療院開設許可 更新手数料	2万5,030円

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。